

改正

平成26年3月12日25世保福指第303号

平成29年8月22日29世保福指第51号

平成30年3月28日29世保福指第169号

令和2年4月1日2世保福政第14号

令和3年3月3日2世保福政第738号

世田谷区社会福祉法人に係る認可等及び指導監査の事務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第30条に規定する所轄庁として区長が行う法第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）に係る法第32条の規定による認可（以下「設立認可」という。）その他の認可、認定、承認等（以下「認可等」という。）及び法第56条第1項の規定による監督として行う法人に対する指導監査（以下「指導監査」という。）の事務について、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請等の手続等)

第2条 認可等の申請等に係る手続、提出書類等については、別に制定する認可等の事務に関する手引に定める。

(助言、指導及び事前の協議)

第3条 区長は、認可等の申請等を受け付けるに当たっては、法人を設立しようとする者（以下「設立者」という。）又は法人からの相談に応じ、前条の認可等の事務に関する手引等を基に必要な助言又は指導を行うものとする。

2 区長は、前項の助言又は指導を行うに当たり、必要に応じ、保健福祉政策部保健福祉政策課（以下「保健福祉政策課」という。）及び法人が運営する社会福祉事業、公益事業又は収益事業（設立者がその定款に定めようとする社会福祉事業、公益事業又は収益事業を含む。）の調整、指導等を所管する課（以下「事業所管課」という。）に相互の連携をさせるものとする。

3 区長は、第1項の助言又は指導を行うに当たり、必要に応じ、東京都知事その他の関係機関との情報交換その他の連携を図るものとする。

4 区長は、設立認可を求める申請（第6条第3項において「認可申請」という。）を受け付ける

に当たって、設立者に事前の協議をさせ、法人としての適格性を確認するものとする。設立者が東京都の社会福祉施設整備費の補助を申請するときも同様とする。

(社会福祉法人設立認可等審査委員会)

第4条 区長は、次に掲げる事項を所掌する社会福祉法人設立認可等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 前条第4項の規定による確認（以下「事前確認」という。）及び法第32条の規定による審査（以下「設立審査」という。）に関すること。
- (2) 法第56条第4項の規定による必要な措置をとるべき旨の勧告、同条第6項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令、同条第7項の規定による業務の全部又は一部の停止命令及び役員了解職勧告並びに同条第8項の規定による解散命令並びに法第57条の規定による事業の停止命令に関すること。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、次に掲げる職にある者を委員として構成する。

- (1) 保健福祉政策部長
 - (2) 保健福祉政策部保健福祉政策課長（第8条第3項において「保健福祉政策課長」という。）
 - (3) 当該法人に係る事業所管課の課長（以下「所管課長」という。）
 - (4) 所管課長が属する部の庶務を担当する課長
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、保健福祉政策部長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長を置き、保健福祉政策部長をもって充てる。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、設立認可等に関する学識経験を有する者等に委員会への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会は、第3条第4項の規定により法人としての適格性を確認した場合において、全ての委員が個別に認可申請の内容を見分して当該適格性を欠如していないと認めたときは、設立審査のために招集することを要しないものとする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉政策課において処理する。

(審査の方法)

第8条 認可等に係る審査は、法のほか次に掲げる法人に関する法令及び地方自治法（昭和22年法

律第67号) 第245条の9の規定に基づく法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準その他の所管行政庁の通知に基づき行うものとする。

- (1) 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）
- (2) 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
- (3) 社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号及び児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）
- (4) 社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成29年1月24日雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局長連名通知）
- (5) 社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法人に関する法令及び所管行政庁の通知

2 事前確認又は設立審査は、法並びに前項に掲げる法令及び所管行政庁の通知に基づくほか別表に定める社会福祉法人設立認可審査基準により行うものとする。

3 事前確認のために必要となる事項の調査は、保健福祉政策課長及び所管課長が相互に協力して行うものとし、保健福祉政策課長は当該調査の結果を社会福祉法人設立認可審査表（様式）に記録しておくものとする。

4 設立審査は、前項の社会福祉法人設立認可審査表を活用して行うものとする。

（標準処理期間）

第9条 認可等に係る標準処理期間は、30日とする。

（認可書等の交付）

第10条 法の規定に基づく所轄庁の認可若しくは認定又は所管行政庁の通知に基づく承認をする場合は、法人に対し認可書若しくは認定書又は承認書を交付するものとする。

2 前項の場合において、設立認可に係る認可書を交付するときは、当該法人の役員に就任する者を参集させ、認可書交付式を挙げるものとする。

（命令に係る手続）

第11条 区長は、法第56条第6項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令、同条第7項の規定による業務の全部若しくは一部の停止命令若しくは同条第8項の規定による解散命令又は法第57条の規定による事業の停止命令を発するときは、行政手続法（平成5年法律第88号）、世田谷区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年9月世田谷区規則第107号）その他の関係法令

の定める手続を経るものとする。

(証明手数料の徴収)

第12条 法人の理事又は法人に対する寄附に係る所得税額の特別控除に関する証明手数料その他の証明手数料は、世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の定めるところにより徴収する。

(指導監査の実施)

第13条 指導監査は、社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局長連名通知）の定めるところにより実施する。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月12日25世保福指第303号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月22日29世保福指第51号）

- 1 この要綱は、平成29年8月22日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 世田谷区社会福祉法人指導検査実施要綱（平成25年4月1日25世保福指第8号）は、廃止する。

附 則（平成30年3月28日29世保福指第169号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日2世保福政第14号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月3日2世保福政第738号）

この要綱は、令和3年3月3日から施行する。

別表（第8条関係）社会福祉法人設立認可審査基準

項目	主な確認事項	認可の基準	留意事項
組織運営	1 評議員及び役員構成は、適正であるか。	1 役員等の就任予定者	1 理事に就任する者
	2 評議員及び役員の内	(1) 評議員	理事に就任する者は、社会福

就任予定者に、評議員又は役員としての適格性を欠く者はいないか。

3 施設長予定者は、資格を有する者であるか。

4 法人運営方針は、確立されているか。

ア 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから適正な手続により選任される見込みであること。

イ 法第40条第1項に規定する欠格事項に該当していないこと。

ウ 当該法人の理事、監事又は職員を兼ねていないこと。

エ 理事の員数を超える数であること。

オ 各評議員又は各役員の親族等及び特殊の関係がある者が含まれていないこと。

カ 関係行政庁の職員が含まれていないこと。

キ 実際に法人運営への参画が困難な者、公職にある者等を名目的又は慣例的に参加させていないこ

社事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であることが求められていることから、その視点で人選がなされていること。

と。

ク 暴力団等の反社会勢力
の者でないこと。

(2) 理事

ア 法第44条第1項において
準用する法第40条第1
項に規定する欠格事項に
該当していないこと。

イ 当該法人の評議員又は
監事を兼ねていないこ
と。

ウ 6人以上であること。

エ 次に掲げる者が含まれ
ていること。

(ア)社会福祉事業につい
て識見を有する者

(イ)当該法人が行う事業
の区域における福祉に
関する実情に通じてい
る者

(ウ)施設を設置している
場合は、当該施設の管
理者

オ 親族等及び特殊の関係
がある者が制限数以内で
あること。

カ 関係行政庁の職員が含
まれていないこと。

キ 実際に法人運営への参

画が困難な者、公職にある者等を名目的又は慣例的に参加させていないこと。

ク 暴力団等の反社会勢力の者でないこと。

(3) 監事

ア 法第44条第1項において準用する法第40条第1項に規定する欠格事項に該当していないこと。

イ 当該法人の評議員、理事又は職員を兼ねていないこと。

ウ 2人以上であること。

エ 次に掲げる者が含まれていること。

(ア) 社会福祉事業について識見を有する者

(イ) 財務管理について識見を有する者（公認会計士又は税理士の登用が望ましい。）

オ 各役員の親族等及び特殊の関係がある者が含まれていないこと。

カ 関係行政庁の職員が含まれていないこと。

キ 実際に法人運営への参

		<p>画が困難な者、公職にある者等を名目的又は慣例的に参加させていないこと。</p> <p>ク 暴力団等の反社会勢力の者でないこと。</p> <p>(4) 会計監査人（法第37条に定める特定社会法人の場合）</p> <p>会計監査人は、公認会計士又は監査法人であること。</p> <p>2 施設長</p> <p>関係法令及び通知で定める資格を有する者であること。</p> <p>3 法人運営方針</p> <p>事業計画書等から法人の運営方針が確立されていること。</p>	
<p>財政状況</p>	<p>1 施設整備資金のほかに、法人設立当初の事業運営資金は、確実に確保されているか。</p> <p>2 国又は地方公共団体から補助を受けることを予定している場合は、確実に補助</p>	<p>1 運転資金</p> <p>年間事業費（予算額）の12分の1以上の金額であること。なお、介護保険法上の事業を行う場合は、12分</p>	<p>1 補助金</p> <p>補助及びそれに必要な債務負担が確実であることについて、当該補助に係る国又は地方公共団体による書面、所管課への照</p>

	<p>を受ける見込みがあるか。</p>	<p>の3以上の金額、障害者施設等自立支援給付費制度の対象となる事業を行う場合は、12分の2以上の金額であること。</p> <p>2 法人事務費 必要額（原則1,000,000円）以上の金額であること。</p>	<p>会等により確認することができること。</p>
事業	<p>1 事業の将来性又は確実に運営される見通しはあるか。</p> <p>2 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているか。</p>	<p>1 事業</p> <p>(1) 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしていること。</p> <p>(2) 法令に基づく許認可を受けることが確実であること。</p>	
所有予定地	<p>1 寄附により所有予定地を取得する場合には、寄附が寄附者の真意に基づくものであるか。</p> <p>2 売買により所有予定地を取得する場合には、適正な契約に基づいているか。</p>	<p>1 契約書</p> <p>実印を使用し、印鑑登録証明書を添付していること。</p>	<p>1 不動産登記</p> <p>(1) 所有権保存登記を完了していない場合は、設立認可を与えることができない。ただし、特別の事情があり、かつ、土地補充課税台帳登録証明書の提出があったときは、設立認可を与えてもよい。</p>

<p>3 所有予定地は実在するか。</p>	<p>2 不動産登記</p>	<p>(2) 所有権移転登記を完了していない場合で所有権の移転を確実にを行うことを約した書面等により確認することができるときは、設立認可を与えてもよい。</p>
<p>4 寄附者又は売主は正当な所有者であるか。</p>	<p>(1) 所有権保存登記又は所有権移転登記を完了していること。</p>	<p>(3) 抵当権その他の制限物権が設定されている場合は、設立認可を与えることができないので、抵当権等の抹消登記を完了することを求めた上で設立認可を与えること。ただし、抵当権等が抹消されることが確実であるときは、設立認可を与えてもよい。</p>
<p>5 所有予定地に抵当権その他の制限物権が設定されていないか。</p>	<p>(2) 抵当権その他の制限物権が設定されていないこと。</p>	<p>2 建築確認等</p>
<p>6 用途地域、建ぺい率、容積率からして所有予定地に施設を建築することができるか。</p>	<p>3 建築確認等</p>	<p>(1) 施設に係る建築確認を受けることが確実でない場合は、設立認可を与えることができない。</p>
<p>7 交通機関、医療施設、公共施設等へのアクセス等施設に係る立地条件に支障がないか。</p>	<p>施設に係る建築確認を受けることが確実であること。</p>	<p>(2) 農地の転用許可を受けることにより施設を建築することができるようになる場合は、転用許可の手続を完了した後に設立認可を与えること。ただし、転用許可の手続を完了していない</p>

	<p>8 所有予定地に施設を建築することについて地域住民が了解しているか。</p>	<p>4 その他</p> <p>(1) 施設に係る立地条件に支障がないこと。</p> <p>(2) 施設の建築につき原則として地域住民から反対を受けていないこと。</p>	<p>場合であっても、特別の事情があるときは設立認可を与えてもよい。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施設に係る立地条件は、施設の種別に応じて考慮すること。</p> <p>(2) 地域住民の反対を受けている場合は、その代表者との話し合いを通じて問題の解決を図るよう指導し、話し合いの経緯及び結果を勘案して地域住民の了解の有無を判断すること。</p>
借受予定地	<p>1 所有者が国又は地方公共団体の場合にあつては、貸与又は使用許可を確実に受けることができるか。</p> <p>2 所有者が国又は地方公共団体以外の場合にあつては、法人に対して貸与の契約（地上権設定契約又は賃貸借契約）及び地上権又は賃借権の登記を行う意思があるか。</p> <p>3 借受予定地は実在</p>	<p>1 貸与又は使用許可</p> <p>国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を確実に受けることができること。</p> <p>2 所有者が国又は地方公共</p>	<p>1 貸与又は使用許可</p> <p>(1) 土地は、自己所有を原則とするが、それにより難しい場合は、国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けなければならない（書面及び当該国又は地方公共団体の所管課への紹介等により確認することができること。）。</p> <p>(2) 貸与又は使用許可の期間</p>

<p>するか。</p> <p>4 貸地人は、正当な所有者であるか。</p> <p>5 借受予定地に抵当権その他の制限物権が設定されていないか。</p> <p>6 用途地域、建ぺい率、容積率からして借受予定地に施設を建築することができるか。</p> <p>7 交通機関、医療施設、公共施設等へのアクセス等施設に係る立地条件に支障がないか。</p>	<p>団体以外の場合の貸与又は使用許可</p> <p>都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、認められること。ただし、次に掲げる場合には、都市部以外においても認められること。</p> <p>① 特別養護老人ホームを設置する場合（平成12年8月22日付社援第1896号・老発第599号通知に定めるところによる。）</p> <p>② 地域活動支援センターを経営する場合（平成24年3月30日付社援発0330第5号通知に定めるところによる。）</p> <p>③ 障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行い、又は身体障害者社会参加支援施設を経営している既設法人が福祉ホームを経営する場合（平成12年9月8日付障第669号・社援第2028</p>	<p>は、国又は当該地方公共団体が設定した期間でよいこと。</p> <p>2 地上権設定又は賃貸借契約</p> <p>(1) 例外的に国又は地方公共団体以外の者からの借受が認められているが、この場合、地上権又は賃借権の設定及び登記が必要である。ただし、次に掲げる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。</p> <p>① 独立行政法人都市再生機構又は東京都住宅供給公社の土地の貸与を受けて使用する場合であって、貸与確約書があるとき。</p>
--	--	--

<p>8 借受予定地に施設を建築することについて地域住民が了解しているか。</p>	<p>号通知に定めるところよる。)</p> <p>④ 既設法人（第一種社会福祉事業のうち児童福祉法、老人福祉法若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業又は第二種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行うものに限る。）が通所施設を設置する場合（平成12年9月8日付障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号通知に定めるところによる。)</p> <p>⑤ 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合（平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号通知に定めるところによる。)</p>	<p>② 既設法人が通所施設を設置する場合（左記認可の基準2④）又は既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合（左記認可の基準2⑤）で、貸主が、東京都住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合</p> <p>(2) 借地借家法に違反する点があれば、違反事項を是正の上認めること。</p>
---	--	--

	<p>⑥ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域において「サテライト型障害者施設」を設置する場合（平成16年12月13日付社援発第1213003号・老発第1213001号通知に定めるところによる。）</p> <p>3 地上権設定又は賃貸借契約</p> <p>(1) 借地借家法に違反していないものであること。</p> <p>(2) 実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。</p> <p>4 地上権又は賃借権設定登記</p> <p>その事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権の設定、かつ、登記が確実に行われること。</p> <p>5 地代</p>	<p>3 地代</p> <p>(1) 地代については、原則として無料であること。有償の場合は、地代の確実な財源の見通しがある場合にのみ認めること。</p> <p>(2) 地代の贈与契約書及び寄附者の所得証明書等により寄附能力を確認すること。</p> <p>(3) 制度上、地代に施設収支差額を充当できる場合には、その収支見込みに無理がないか、収支予算書等により確認すること。</p> <p>4 所有予定地との共通</p> <p>その他左記基準6から8までは、所有予定地に係る留意事項と同様であること。</p>
--	--	--

		<p>地代については、法人の経営の安定性の確保及び社会福祉事業の特性を考慮し、無料又は極力低額であることが望ましく、また、長期間にわたって支払う能力が認められること。</p> <p>6 不動産登記</p> <p>(1) 所有権保存登記又は所有権移転登記を完了していること。</p> <p>(2) 抵当権その他の制限物権が設定されていないこと。</p> <p>7 建築確認等</p> <p>施設に係る建築確認を受けることが確実であること。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 施設に係る立地条件に支障がないこと。</p> <p>(2) 施設の建築につき原則として地域住民から反対を受けていないこと。</p>	
資金計画	<p>1 事業規模は適正であり、相応した資金計画であるか。</p> <p>2 国又は地方公共団体から補助を受ける</p>	<p>1 資金計画</p> <p>施設建設資金は、補助金、公的借入金（独立行政法人</p>	<p>1 補助金</p> <p>補助及びそれに必要な債務負担が確実であることについて、</p>

<p>ことを予定している場合は、確実に補助を受ける見込みがあるか。</p>	<p>福祉医療機構等貸付金をいう。以下同じ。)のほか、確実な寄附金によること。</p>	<p>当該補助に係る国又は地方公共団体による書面、所管課への照会等により確認することができること。</p>
<p>3 借入金は、確実に調達することができる見込みがあるか。</p>	<p>2 公的借入金</p>	<p>2 民間借入金</p>
<p>4 寄附金（設立当初の自己資金）は、確実なものであるか。</p>	<p>当該事業に係る長期借入金は、原則として公的借入金（独立行政法人福祉医療機構の協調融資を含む。）に限るものであること。</p>	<p>民間資金の借入れを行う場合には、その償還財源が確実に確保されること。</p>
<p>5 借入金償還の見通しはあるか。</p>	<p>3 民間借入金</p> <p>(1) 民間資金の借入金を予定している場合は、事業規模を縮小する等により適正な財源の範囲に留めること。</p> <p>(2) 民間資金の借入金の償還財源は、区からの補助金等確実なものを確保すること。</p> <p>(3) 基本財産となる土地等を担保としないこと。</p> <p>4 寄附金</p>	<p>3 寄附金</p> <p>寄附金は、寄附者において確実に保有されていなければならないこと。</p> <p>4 償還財源寄附金</p> <p>(1) 寄附者（保証人も含む。以下同じ。）の財政負担能力に比して過大であるものは認められないこと。</p> <p>(2) 個人寄附については、年間所得額から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維</p>

	<p>寄附金は、施設建設計画に基づく自己資金として十分と認められる額であること。</p> <p>5 償還財源寄附金 償還財源として確実に寄附される見通しがあること。</p> <p>6 介護保険事業の収支差額 償還財源として認めることができる範囲内の額で、かつ、確実に充当することができる見通しがあること。</p>	<p>持することができると認めることができる額を上回っていること。</p> <p>(3) 完済までの寄附の場合は、完済時においても寄附することができる年齢であること。ただし、寄附の承継者を置く場合は、認められること。</p> <p>5 介護保険事業の収支差額 収支見込みに無理がないものであること。</p>
--	--	---